

【1999年12月22日】児童手当等に関する合意書（抜粋）

自由民主党・自由党・公明党

「児童手当等に関する合意書」（平成11年12月22日）＝抜粋＝

3党間で鋭意協議を重ねた結果、次の合意に達した。

1. 自由民主党・自由党・公明党の3党は、児童手当制度を少子化対策の柱として位置づけ、平成13年を目途として、支給対象年齢及び支給額の充実を含めた制度全体の抜本的な見直しを合意する。
2. 制度の具体化を検討するに当たっては、社会保障制度全般にわたる改革の方向との整合性及び扶養控除の見直し等税制の在り方との関連に充分留意するとともに、その財源及び費用負担の在り方についても総合的に検討し、合意するものとする。
3. 育児休業制度・保育サービス・母子保健対策など児童手当制度以外の少子化対策の充実を進め、これらの施策を総合的に推進するよう積極的に取り組むものとする。
4. 現行の所得税及び個人住民税における扶養控除制度の見直しについては、平成12年度秋までに結論を得るよう努力する。
5. 経過措置として、児童手当法（昭和46年法73号）を改正し、支給対象児童を小学校就学前（6歳に到達後初めての年度末）まで引き上げ、財源は平成12年度当初予算において措置することとした。